

国会公契第1号
国官技第46号
国営管第48号
国営計第13号
国営整第14号
国港総第27号
国港技第9号
国北予第2号
令和6年5月9日

大臣官房官庁営繕部 各課長
各地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長 殿
港湾空港部長
北海道開発局 事業振興部長
営繕部長

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
北海道局予算課長
(公印省略)

「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」等の
一部改正について

地域維持型建設共同企業体及び復旧・復興建設工事共同企業体については、「共同企業体の在り方について」（昭和62年建設省中建審発第12号）並びに「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（平成23年12月9日付け国土入企第26号）及び「復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和4年7月29日付け国不入企第24号）において各発注者向けに定められていることを踏まえ、その直轄工事における取扱い及び運用については、「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について」（平成24年6月27日付け、国地契第19号、国官技第77号、国営計第39号、国港総第132号、国港技第32号、国北予第17号）及び「直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和5年3月29日付け国会公契第46号、国官技第385号、国営管第652号、国営計第

185号、国港総第746号、国港技第137号、国北予第51号) において定めており、また、国土交通省の発注に係る建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについては、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号) に定めているところである。

今般、「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」(平成23年12月9日付け国土入企第26号) 及び「復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」(令和4年7月29日付け国不入企第24号) が改正され、共同企業体協定書の見直しがされたことを踏まえ、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)、「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について」(平成24年6月27日付け国地契第19号、国官技第77号、国営計第39号、国港総第132号、国港技第32号、国北予第17号) 及び「直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」(令和5年3月29日付け国会公契第46号、国官技第385号、国営管第652号、国営計第185号、国港総第746号、国港技第137号、国北予第51号) について下記のとおり改正することとしたので通知する。

記

(建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについての一部改正)

1 「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">〇〇設計共同体協定書</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(成立の時期及び解散の時期)</p> <p>第4条 共同体は、<u> </u>年 月 日に成立し、〇〇業務の委託契約の履行後〇<u> </u>月を経過するまでの間は、解散することができない。</p>	<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">〇〇設計共同体協定書</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(成立の時期及び解散の時期)</p> <p>第4条 共同体は、<u>令和</u>年 月 日に成立し、〇〇業務の委託契約の履行後〇<u>ヵ</u>月を経過するまでの間は、解散することができない。</p>

<p>(注) ○の部分には、例えば3と記入する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(代表者の権限)</p> <p>第7条 共同体の代表者は、○○業務の履行に関し、<u>共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で</u>、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に規定する責任について協議が<u>整わない</u>ときは、運営委員会の決定に従うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p>(解散後の契約不適合責任)</p> <p>第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき<u>契約不適合</u>があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>○○株式会社外○社は、上記のとおり○○設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が<u>署名又は記名押印</u>し、各自所持するものとする。</p> <p>(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。</p>	<p>(注) ○の部分には、例えば3と記入する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(代表者の権限)</p> <p>第7条 共同体の代表者は、○○業務の履行に関し、<u>共同体を代表して</u>、発注者及び監督官庁等と折衝する権限<u>並びに自己の名義をもって</u>業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に規定する責任について協議が<u>ととのわれない</u>ときは、運営委員会の決定に従うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p>(解散後のかしに対する構成員の責任)</p> <p>第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき<u>かし</u>があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>○○株式会社外○社は、上記のとおり○○設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が<u>記名</u>し、各自所持するものとする。</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p>年 月 日</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役 <u>○ ○ ○ ○ 印</u></p> <p>〇〇株式会社 代表取締役 <u>○ ○ ○ ○ 印</u></p> <p>〇〇株式会社 代表取締役 <u>○ ○ ○ ○ 印</u></p> <p>〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書 (略)</p> <p>〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。 (注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇設計共同体 代表者 〇〇株式会社 代表取締役 <u>○○○○印</u> 〇〇株式会社 代表取締役 <u>○○○○印</u></p>	<p>年 月 日</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役 <u>○ ○ ○ ○</u></p> <p>〇〇株式会社 代表取締役 <u>○ ○ ○ ○</u></p> <p>〇〇株式会社 代表取締役 <u>○ ○ ○ ○</u></p> <p>〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書 (略)</p> <p>〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名して各自所持するものとする。 (新設)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇設計共同体 代表者 〇〇株式会社 代表取締役 <u>○○○○</u> 〇〇株式会社 代表取締役 <u>○○○○</u></p>
---	---

(直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用についての一部改正)

2 「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について」(平成24年6月27日付け国地契第19号、国官技第77号、国営計第39号、国港総第132号、国港技第32号、国北予第17号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
-----	-----

別添1

〇〇地域維持型建設共同企業体協定書（甲）

第1条～第3条（略）

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、地域維持工事の請負契約の履行後〇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 地域維持工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該地域維持工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

第5条～第7条（略）

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該地域維持工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、地域維持工事の完成に当るものとする。

第10条（略）

（取引金融機関）

別添1

〇〇地域維持型建設共同企業体協定書（甲）

第1条～第3条（略）

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、地域維持工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 地域維持工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該地域維持工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

第5条～第7条（略）

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該地域維持工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、地域維持工事の完成に当るものとする。

第10条（略）

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

第12条～第15条 (略)

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 (略)

第16条の2・第17条 (略)

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該地域維持工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

第19条 (略)

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によつて取引するものとする。

第12条～第15条 (略)

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 (略)

第16条の2・第17条 (略)

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

第19条 (略)

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇 

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇 

別添2

〇〇地域維持型建設共同企業体協定書（乙）

第1条～第3条（略）

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、地域維持工事の請負契約の履行後〇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 地域維持工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該地域維持工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

第5条・第6条（略）

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と

（新設）

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇

別添2

〇〇地域維持型建設共同企業体協定書（乙）

第1条～第3条（略）

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、地域維持工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 地域維持工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該地域維持工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

第5条・第6条（略）

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもつて請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と

<p>契約内容の変更増減が<u>あった</u>ときは、それに応じて分担の変更があるものとする。</p> <p>〇〇工事 〇〇建設株式会社 〇〇工事 〇〇建設株式会社</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第9条 当企業体は、<u>構成員全員をもつて運営委員会</u>を設け、地域維持工事の完成に当るものとする。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(取引金融機関)</p> <p>第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、<u>共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって</u>取引するものとする。</p> <p>第12条・第13条 (略)</p> <p>(構成員の相互間の責任の分担)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に規定する責任について協議が<u>整わない</u>ときは、運営委員会の決定に従うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p>(解散後の契約不適合責任)</p> <p>第18条 当企業体が解散した後においても、当該<u>地域維持工事</u>につき契約不適合が<u>あった</u>ときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇</p>	<p>契約内容の変更増減が<u>あつた</u>ときは、それに応じて分担の変更があるものとする。</p> <p>〇〇工事 〇〇建設株式会社 〇〇工事 〇〇建設株式会社</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第9条 当企業体は、<u>構成員全員をもつて運営委員会</u>を設け、地域維持工事の完成に当るものとする。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(取引金融機関)</p> <p>第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、<u>代表者の名義により設けられた別口預金口座によつて</u>取引するものとする。</p> <p>第12条・第13条 (略)</p> <p>(構成員の相互間の責任の分担)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に規定する責任について協議が<u>ととのわかない</u>ときは、運営委員会の決定に従うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p>(解散後の契約不適合責任)</p> <p>第18条 当企業体が解散した後においても、当該<u>工事</u>につき契約不適合が<u>あつた</u>ときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇</p>
---	--

地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇㊟

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇㊟

〇〇地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

(略)

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇地域維持型建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇㊟

〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇㊟

地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

(新設)

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇

〇〇地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

(略)

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名して各自所持するものとする。

(新設)

年 月 日

〇〇地域維持型建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇

〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇

(直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについての一部改正)

- 3 「直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」(令和5年3月29日付け国会公契第46号、国官技第385号、国営管第652号、国営計第185号、国港総第746号、国港技第137号、国北予第51号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>4. 登録 (1)・(2) (略) (3) 協定書 復旧・復興建設工事共同企業体協定書 (甲、乙)については、<u>別添1</u>及び<u>別添2</u>のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;"><u>別添1</u></p> <p>〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書(甲)</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(成立の時期及び解散の時期)</p> <p>第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇月を経過するまでの間は解散することができない。</p> <p>2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(構成員の出資の割合等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 金銭以外のものによる出資については、時価を<u>参酌</u>のうえ構成員が協議して評価するものとする。</p> <p>第9条～第17条の2 (略)</p> <p>(解散後の契約不適合責任)</p> <p>第18条 当企業体が解散した後においても、<u>当該復旧・復興工事</u>につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>4. 登録 (1)・(2) (略) (3) 協定書 復旧・復興建設工事共同企業体協定書 (甲、乙)については、<u>別添</u>のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;"><u>別添</u></p> <p>〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書(甲)</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(成立の時期及び解散の時期)</p> <p>第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇<u>箇月</u>を経過するまでの間は解散することができない。</p> <p>2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を<u>えて</u>、これを延長することができる。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(構成員の出資の割合等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 金銭以外のものによる出資については、時価を<u>参しゃく</u>のうえ構成員が協議して評価するものとする。</p> <p>第9条～第17条の2 (略)</p> <p>(解散後の契約不適合責任)</p> <p>第18条 当企業体が解散した後においても、<u>当該工事</u>につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。</p> <p>第19条 (略)</p>

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

(略)

〇〇復旧・復興建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

(略)

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

(略)

別添2

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書(乙)

第1条～第3条 (略)

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

(新設)

(略)

〇〇復旧・復興建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

(略)

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

(新設)

(略)

別添

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書(乙)

第1条～第3条 (略)

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

第5条・第6条 (略)

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

第8条～第10条 (略)

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

第12条・第13条 (略)

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 (略)

第15条・第16条 (略)

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 (略)

第5条・第6条 (略)

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

第8条～第10条 (略)

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

第12条・第13条 (略)

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する責任について協議がととのわれないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 (略)

第15条・第16条 (略)

(工事途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産または解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 (略)

<p>(解散後の契約不適合責任)</p> <p>第 18 条 当企業体が解散した後においても、<u>当該復旧・復興工事</u>につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が<u>署名又は記名押印</u>し、各自所持するものとする。</p> <p><u>(注)</u> 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。</p> <p>(略)</p> <p>〇〇復旧・復興建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書</p> <p>(略)</p> <p>〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が<u>署名又は記名押印</u>して各自所持するものとする。</p> <p><u>(注)</u> 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。</p> <p>(略)</p>	<p>(解散後の契約不適合責任)</p> <p>第 18 条 当企業体が解散した後においても、<u>当該工事</u>につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が<u>記名捺印</u>し、各自所持するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>〇〇復旧・復興建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書</p> <p>(略)</p> <p>〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が<u>記名捺印</u>して各自所持するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
--	--